

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字新郷二八九番一地 先から同市大字新郷三八六番三 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年二月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和元年八月九日付け埼玉 県東松山県土整備事務所長 告示第五号で告示した道路 予定区域の供用開始であ る。延長三三・〇〇メー トル</p>